

# 住宅関連の定住・移住促進施策を開始します！

泉佐野市では、住宅関連の定住・移住促進施策について、下表のとおり施策の新規・拡充を開始します。  
 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問合せ先 ●ステージ1（プレミアム）…高齢介護課  
 ●その他…都市計画課

住宅の 状態	ステ ージ	施 策 (新)…新規 (拡)…拡充	施 策 概 要	補助 (助成内容) ※金額は最大	開始時期	
現状で 問題なく 住める	1	住宅総合助成 事業 (新)	市内で新築住宅を建設・購入する場合、また、空き家バンクに登録された中古住宅を購入する場合、登記費用、引越費用等を助成 (中古住宅の賃貸も引越費用について助成あり)	※助成を受け る人を対象に、 連携金融機関 において住宅 ローンの金利 引下げ制度な どあり	登記費用、引越費 用の一部 30万円	5月1日
	1 (プレ ミア ム)	三世帯同居等 支援事業 (拡)	高齢者等が安心して暮らせる住環境をつくるため、市内で三世帯同居・近居をする場合の転入・転居費用などの一部を助成		住宅取得などまた は賃借に係る費用 の一部 10万円	4月1日
	2	空き家バンク 制度 (新)	中古住宅の市場における流通を促進するため、良質な空き家 (戸建住宅) を市の台帳に登録し、ホームページに掲載		—	
ス テ ー ジ 3 ~ 5	住 む た め に 改 修 や 改 造 が 必 要	3	既存民間建築物 耐震関連補助 事業 (拡)	昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた木造建築物のうち、一定の基準を満たすものについて耐震診断、耐震設計、耐震改修の一部をそれぞれ補助	●診断 4万5千円 ●設計 10万円 ●改修 70万円 または 90万円	国およ び府の 補助額 確定後
		4	既存木造住宅 改造助成事業 (新)	耐震補助制度により耐震改修工事を行う際に、併せて住宅改造を行う場合は、一定要件を満たせば住宅改造費の一部を助成	住宅改造費用の一部 40万円	
	除 却 が 必 要	5	既存木造住宅 除却工事補助 事業 (新)	昭和56年以前の建物で耐震性のないものに対し一定の要件を満たせば除却費用の一部を補助	除却費用の一部 80万円	
		6	空家 (老朽危 険家屋) 対策 (新)	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空家の所有者等に対し、市が助言、指導、勧告、命令を段階的に行い、一定期間を経ても従わない場合などは市において行政代執行することができるもの	—	法施行後

ステージ1  
(プレミアム)

## 耐震診断費用・耐震改修工事の一部を補助します

泉佐野市では地震に備えた住宅の耐震化へ、工事費等の一部を補助します。 ※事業開始は国および府の補助額確定後

補助金	対象	金額
耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 (長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの) で、耐震診断技術者により耐震診断を実施するもの	耐震診断に要した費用 (1,000円/㎡を限度とする) の10分の9で、1戸当たり4万5千円限度
耐震設計	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅 (長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの。賃貸住宅は除く)	耐震設計に要した費用の10分の7で、1戸当たり10万円限度
耐震改修	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅 (長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの。賃貸住宅は除く) で、耐震設計を行った後、改修することにより耐震性が確保されること	1戸当たり70万円限度で、限度額未済の場合はその額 (年間所得の低い人は90万円)
住宅改造	耐震改修補助による耐震改修工事と同時に同一棟で実施する住宅リフォーム工事	1戸当たり40万円限度で限度額未済の場合はその額
住宅除却	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震性が不足していると判定された木造住宅 (長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの。賃貸住宅は除く)	1戸 (長屋、共同住宅は1棟) 当たり80万円限度で、限度額未済の場合はその額

問合せ先 都市計画課

※それぞれの受給には、条件がありますので事前に問い合わせてください。補助件数は、予算の範囲内となります。

## 転入・転居し親世帯と同居または近居する世帯に転入・転居費用などの一部を助成します

市内に居住している親世帯と同居または近居 (直線距離で概ね1.2km以内) する子世帯 (中学生以下の孫と要同居) に対し、転入・転居費用などを一部助成します。

対象 子育てや高齢者への必要な支援を相互に協力して行うことができる、次の要件にあった世帯

●親世帯…1年以上市内で在宅生活している65歳以上 (夫婦のみの場合どちらか一方) の人のみの世帯で、市税・介護保険料の滞納がない

●子 (転入・転居) 世帯…平成27年4月1日以降に本市に転入または市内転居し、親世帯と同居または近居する世帯 (市町村税の滞納がなく、生活保護などを受けていない) で、転入・転居世帯の世帯主または配偶者が扶養している中学生以下の子どもが同居している

※その他要件がありますので、詳しくは問い合わせてください。

助成額 次のいずれかと助成限度額10万円を比較して低い額

●住宅の新築・増築および住宅の購入に要する費用  
 ●賃貸借契約に要する費用 (敷金・礼金・権利金・仲介手数料)

申込・問合せ先 転入・転居した日から6ヵ月以内に所定の申請書を高齢介護課へ提出してください。